

(仮称) 伊東市行政不服審査法施行条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (案)
に係るパブリックコメント

伊東市宇佐美 403-2
森 篤

頁	(案)	修正意見等	理由
	(総論)	<p>条例条文(案)を公表して意見を聞くべきです。その上で、一層わかりやすくするために、現に公表されているような概要や項目を整理して資料として合わせて公表すべきです。</p>	<p>一般的には、条例は、条文の書き方によってその意図するところ、解釈が分かれる場合があります。また、規制などにより実際に市民に影響を及ぼすのは条例条文ですから、概要や項目だけでは条例の全体像がよくわからないのではないのでしょうか。</p> <p>本件のことを専門に研究している人は別かも知れませんが、条例の概要や項目のみでは、なかなか意見を言うのが難しいのではないのでしょうか。</p> <p>また、条文の書き方によっては、当局の意図していない解釈も成り立つ可能性もでてきますので、そういう部分についても市民の意見を聞こうとする態度が大事ではないかと思います。</p> <p>「パブリックコメント手続実施要綱」によれば、その目的として「(略)市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって市民等の市政への参画を推進することを目的とする。」とあります。また、資料の公表に関しては、「(略)作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。」とあります。</p> <p>条例の条文(案)を公表することは、市民の市政への参画を一層推進することに他なりませんし、(案)を理解するために欠くべからざることではないかと思えます。</p>